気になる教育情報　２０２４年

〇「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)」(令和6年8月27日中教審)を踏まえた取組の徹底等について(通知)<令和6年9月30日>

文科省は、9月30日、中教審答申についての通知文を発出し、取組の徹底を求めた。

内容の要旨は次のとおりである。

1 学校における働き方改革の更なる加速化については、

(1)学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進として、①「3分類」に基づく14の取組の徹底②学校プールの管理(・過失への賠償等、過度な負担　指定管理者制度や民間業務委託等を検討)③教育課程の見直し、学校行事の精選・重点化(・標準授業時数を大幅の上回った計画の見直し・必ずしも週29単位時間の授業実施の必要なし)④校務DX(デジタルトランスフォーメーション)の加速<根本的変革>などを求めた。

また、(2)学校における働き方改革の実効性の向上等として、①取組状況の「見える化」とPDCAサイクルの構築等②保護者、地域住民、首長部局等との連携・協働を求めた。

さらに、(3)教師の健康及び福祉の確保に向けた取組の充実(4)柔軟な働き方の推進などを求めた。

2 学校の指導・運営体制の充実については、

「教職員定数の改善等」「支援スタッフの配置充実」について文科省において検討を進めるとしている。

具体的には、(1)教職員定数の改善と教職員配置の在り方等として①持続可能な教職員指導体制の構築(小学校教科担任制のための加配定数の活用による授業時数軽減、校務分掌の軽減など)②多様化・複雑化する課題と新たな学びへの対応(柔軟な学級編成や教職員配置、学級編成基準の柔軟な取り扱いなど)③組織的・機動的なマネジメント体制の構築(学校内外との連絡・調整機能充実、若手教師へのサポート機能強化など)を示した。

また、(2)支援スタッフの配置の在り方等として、教育委員会に対して、「支援スタッフの更なる配置充実」「教師と教育業務支援員の役割分担」などを求めた。

さらに、(3)多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成については、4年生大学において二種免許状の教職課程の設置が可能となった制度を活用し、地域の大学とも連携した養成・採用に向けた取組を求めた。

3　教師の処遇改善については、

「教職調整額の支給割合の引き上げ」「新たな職に伴う新たな職の創設」「学級担任に係る手当の加算」「管理職手当の改善」などについて、文科省において予算要求をするとともに検討を進めるとした。

4　教師を取り巻く環境改善の着実な実施とフォローアップについては、

「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況」の継続とともに、「学校教育の質の向上に向けた、次期学習指導要領における新たな学びと標準授業時数の在り方等」「教師の質の向上に向けた、教員免許や教員養成の在り方等」「スポーツ・文化芸術

活動に継続的に親しむ機会の確保に向けた、地域の環境整備の中での部活動改革の在り方等」について、文科省において今後検討するという方向性を示した。

〇「令和の日本型学校教育」を担う 質の高い教師の確保のための環境整備に関する 総合的な方策について （令和6年8月中央教育審議会答申）

中央教育審議会は、令和５(2023)年５月、文部科学大臣からの諮問を受け、初等中等教育分科会に「質の高い教師の確保特別部会」を設置した。この特別部会では「審議のまとめ」を取りまとめた後、広く意見募集を行い、その意見も踏まえ、令和6年8月、本答申を取りまとめ公表した。

本答申は、６つの章で構成され、第１章において、我が国の学校教育と教師を取り巻く環境の現状を概観するとともに、第２章では、教師を取り巻く環境整備の基本的な方向性として、「学校における働き方改革の更なる加速化」「教師の処遇改善」「学校の指導・運営体制の充実」を一体的・総合的に推進する必要があるとの考え方を示している。そして、第３章から第５章において、これら３つの柱のそれぞれについての具体的な施策を盛り込み、最後の第６章においては、国において教師を取り巻く環境整備の進捗状況のフォローアップを行う必要性や今後の検討が期待される事項を挙げている。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/099/mext_00003.html

〇東京都教育ビジョン<第５次> （令和6年3月策定）

令和6年3月28日に開催した教育委員会定例会において、令和6（2024）年度から令和10年度（2028）年度までの5年間で、東京都教育委員会として取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性を示した「教育振興基本計画」として東京都教育ビジョン（第５次）策定した。基本的な方針と施策展開の方向性については、「自ら未来を切り拓く力の育成」「誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実」「子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化」の3つの柱で構成されている。

この「東京都教育ビジョン（第５次）」は都内公立学校の教職員をはじめとする全ての教育関係者の「羅針盤」として、今後、目指すべき方向性の共有を目指している。

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/administration/action_and_budget/action/vision2024.html

〇第4期教育振興基本計画(R5年6月閣議決定)

第4期教育振興基本計画(R5.6.16)は、教育政策のコンセプトとして「持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、5つの基本方針、16の教育政策の目標と指標を示した。

ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念である。OECD(経済協力開発機構)の「学びの羅針盤2030」では、個人と社会のウェルビー

イングは「私たちが望む未来」であり、社会のウェルビーイングが共通の「目的地」とされている。日本発・日本社会に根差したウェルビーイングの向上は、日本の社会・文化的背景を踏まえ、我が国においては、自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協議」に基づくウェルビーイングを教育を通じて向上させていくことが求められる。

第4期教育振興基本計画の5つの基本方針とは、①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成。②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進。③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進。④教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進。⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話、である。

※ウェルビーイングの学校における具体的展開については、東京都教育会提言136を参考にして頂きたい。